平成２７年（フ）第６３号
広島県福山市千代田町２丁目15番26号　ブランドールアビテＢ103
債務者　神原　陽一
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６１号
山口県下関市彦島江の浦町６丁目２番11号
債務者　中島　智彦
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
福岡県柳川市上宮永町330番地１
債務者　古賀　　昭
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
福岡県柳川市上宮永町330番地１
債務者　古賀　隆浩
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
鹿児島県鹿児島市小川町２番１号　さくらヒルズマリンポートⅡ―502号
債務者　安慶名涼子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５号
沖縄県石垣市新栄町８番地３　呉屋アパート305、住民票上の住所沖縄県石垣市新栄町８番地３　呉屋アパート205
債務者　上間小夜子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２７年（フ）第９０号
神戸市西区王塚台３丁目７番地　プレジオ王塚台10Ａ号
債務者　モリエエンタープライズこと　盛江　勝夫
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
広島県呉市西辰川２丁目９番33号
債務者　池田　　節
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２８号
広島県呉市倉橋町14648番地　たちばな苑グループホーム、住民票上の住所広島県呉市音戸町坪井３丁目７番12号
債務者　吉村　敬二
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２３号
佐賀県唐津市神田1754番地２　県営アパート554号、住民票上の住所佐賀県唐津市浜玉町岡口1123番地
債務者　久保田あい
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４７号
富山市高木1866番地１　シャロン呉羽105号
債務者　あんこむちゅあこと　松井　律子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６９号
神戸市垂水区星が丘１丁目４番32―403号、従前の住所神戸市垂水区名谷町301番地の64フォルテ名谷401号
債務者　土筆電工こと　井ノ下善章
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９１号
神戸市兵庫区西出町１丁目19番１―803号
債務者　きっちん祐こと東平祐こと　鄭　　平祐
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０４号
神戸市東灘区住吉台６番12―205号
債務者　下鶴　智道
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３２号
神戸市須磨区須磨浦通６丁目６番７号
債務者　山本　都与
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５３号
神戸市須磨区大手町５丁目２番18号
債務者　田中　康隆
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６３号
神戸市北区有野台５丁目３番Ｂ58棟303号
債務者　中野　明寿
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部